



**障がい福祉課に
手話通訳者を
配置しています**

月曜日 午前9時～正午
木曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
※上記以外の曜日のご利用につき
ましては、お問い合わせください。

問合先 障がい福祉課
☎485・5980 FAX444・1074

✉ ishisotsu@city.ama.lg.jp



**住民票の写し等の第三者交付にか
かる「本人通知制度のご案内」**

不正請求や不正取得による個人の
権利の侵害防止を図ることを目的と
して、本人通知制度を実施していま
す。

事前登録した本人の住民票の写し、
戸籍謄本などを本人の代理人や第三
者による請求に基づいて交付したと
き、登録した本人に交付した事実を
お知らせする制度（国または地方公

共団体の機関からの請求は通知の対
象外です。なお、住民票の写し等を
交付した第三者などの個人に関する
情報は通知されません。

登録窓口 市民課

登録できる方

- ・市に住民登録されている方、また
は、住民登録されていた方（平成
26年6月19日以前に転出された方
は登録不可）
- ・市に本籍がある方、または、本籍
が過去にあった方
- ※死亡された方は対象となりませ
ん。

登録に必要なもの

- ・登録する本人がお越しになる場合
本人確認書類（運転免許証、旅券、
マイナンバーカードなど）
- ・代理人がお越しになる場合
委任状と代理人の本人確認書類、
登録希望者の本人確認書類（コピ
ー可）
- ・法定代理人がお越しになる場合
戸籍謄本など関係を証明する書類
と法定代理人の本人確認書類

問合先 市民課

☎444・3167

FAX 443・3555

子育て



児童手当支給日のご案内

令和6年12月定期支払の支給日は、
12月10日（火）です。入金は通帳記帳等
でご確認ください。

令和6年10月分から児童手当の制
度が一部変更されました。新たに受
給資格が生じる場合は申請が必要で
す。次のいずれかに該当し、対象児
童のいる世帯主宛てへご案内を送付
しています。

- ①中学生以下の児童を養育している
方で、所得上限限度額を超過して
いることにより現在児童手当を受
給していない方
- ②現在児童手当を受給しておらず、
高校生年代の児童のみ監護・養育
している方
- ③現在児童手当を受給しており、平
成14年4月2日から平成18年4月
1日までに生まれた子を含めて、
3人以上の子を監護・養育してい
る方

①または②に該当する方：児童手当
認定請求書」を提出してください。
③に該当する方：「監護相当・生計費
の負担についての確認書」を提出し
てください。

・申請期限

令和7年3月31日（月）

※申請期限までに申請した場合は令
和6年10月分から支給します。

※令和7年4月1日以降の申請とな
る場合は、申請月の翌月分からの
支給となりますのでご注意ください。
い。

まだ提出されていない方は子ども
福祉課へ提出してください。

※住民票上で別世帯の対象児童がい
る場合はご連絡ください。

問合先 子ども福祉課

☎444・3173

FAX 443・2571

**「第3期あま市子ども子育て支援
事業計画（素案）」についてのご意
見を募集します**

令和2年3月に「第2期あま市子
ども子育て支援事業計画」を策定し、
様々な子育て支援施策に取り組ん
できました。

この計画が今年度に計画期間の満
了を迎えることから、次期計画を策
定することとしています。

このたび「第3期あま市子ども
子育て支援事業計画（素案）」を作成
しましたので、市民の皆様からご意
見を募集します。

意見の募集期間

12月10日(火)～令和7年1月8日(水)

閲覧場所

市公式ウェブサイト、子ども福祉課、各児童館(閉庁日、休館日を除く)

意見を提出できる方

市内に住所、または事務所もしくは事業所を有する個人及び法人その他の団体、パブリックコメント手続きにかかる施策に利害関係を有する方

意見の提出方法

住所、氏名、電話番号、ご意見(※)を明記し、郵送、FAX、メールでご提出いただくか、子ども福祉課、または各児童館にご提出ください。※様式は閲覧場所及び市公式ウェブサイトにて用意していますが、任意様式でも可能です。

意見の取り扱い

提出いただいたご意見は、後日、市公式ウェブサイト等で公表します。(ご意見などの内容以外は公表しません)なお、ご意見などに関して、個別の回答は致しません。

提出・問合せ

〒497・8602 あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所子ども福祉課

☎444・3173

FAX 443・2571

✉ kodomofukushi@city.ama.lg.jp

jp

子育て応援！

ファミリー・サポート・センター依頼会員を募集します！

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・二時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか？

登録説明会日時 12月16日(月)

午前10時～11時30分

場所 大治町総合福祉センター

対象 生後4か月から小学校6年生までのお子さんがいるあま市、または大治町内在住、または在勤の方

※妊婦さん、または生後4か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

※登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

定員 10人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメール

※説明会の無料託児有り(4か月から未就学児まで、要予約、定員有

り)

託児ご利用を希望の方は開催日8日前までに申込みが必要。

【メール申込】件名「説明会申込み」、本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有は名前・よみがな生年月日)」を記入して✉ amatarufanisapo@clovernet.ne.jpまで送信してください。

問合先 あまっ子はるっ子ふあみ

さぽセンター事務局(七宝公民館1階)

※日・月曜・祝日休み

☎462・0150



令和7年度及び春休み 児童クラブ利用の申込を受け付けます

対象児童 保護者が労働等により昼間家庭にいない市内の小学校に就学している児童

書類配布開始 12月9日(月)

※利用申込に関する書類は、各児童館・子ども福祉課で配布しています。また、市公式ウェブサイトにも書式を掲載しています。

必要書類 クラブ登録申請書、父・母(同居の祖父母)の就労証明書

※指定の書式にて提出してください。

※同居の祖父母の就労証明書については、就労している場合、年齢に

限らず提出してください。優先順位に反映させていただきます。

受付期間 令和7年1月7日(火)～18

日(土)

受付時間 午前9時～午後5時

受付方法・場所

※電子申請での申込みは左記二次元コードから。(事前の登録が必要です)



※紙媒体での申込みは各児童館(日曜・祝日閉館)へ直接提出してください。

その他 利用希望者が定員を超えた場合、就労・家庭・児童の学年などを審査し、優先順位によりお断りする場合があります。

令和7年度の利用について

利用期間 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

※日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は閉所

利用時間 午前8時～午後6時30分
※早朝・延長利用時間(1日 100円)

・午前7時30分～8時
・午後6時30分～7時

負担金

・毎月5,000円
(8月のみ8,000円)

一世帯で2人以上同時利用の場合は、2人目以降の負担金を半額免除します。

春休みの利用について

利用期間 3月修了式翌日～4月給食開始前日※日曜日は閉所
(新1年生は4月から)

負担金

・3月春休み期間2,500円
・4月春休み期間2,500円

※春休み利用につきましては、3月利用分と4月利用分の申請が必要です。

問合せ先

七宝地区

七宝児童館

☎ FAX 442・2550

美和地区

美和児童館

☎ FAX 443・5454

甚目寺地区

甚目寺中央児童館(甚目寺東小学校)

☎ 442・8036

FAX 443・5461

甚目寺北児童館(甚目寺東小学校)

☎ 445・1367

FAX 445・0346

甚目寺南児童館(甚目寺南小学校)

☎ 443・1753

FAX 443・9992

甚目寺西児童館(甚目寺小学校・甚目寺西小学校)

☎ 442・0083

FAX 442・3068

子ども福祉課

☎ 444・3173

FAX 443・2571

令和7年度七宝学童保育クラブ入所申込説明会

当クラブは父母の会が運営しています。新年度から入所希望の方を対象に説明会を行います。

日時 令和7年1月18日(土)

午後1時30分～

場所 七宝学童保育クラブ

入所対象 保護者が昼間就労等により家庭にいない七宝小学校区内に通う児童

※説明会時に入所申請書をお渡しします。

問合せ先 七宝学童保育クラブ

☎ 090・8159・7956

福祉

手当支給日のご案内

12月は在宅重度障害者手当の支給月です。

振込み予定日は、12月25日(水)です。ご確認ください。

問合せ先 障がい福祉課

☎ 485・5980

FAX 444・1074

軽度・中等度「難聴児」の方へ補聴器の購入費等を助成します

軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するために、補聴器の購入または修理にかかる費用の一部を助成しています。

対象児童

(次の要件を全て満たす方)

- ①市内に住所を有する18歳未満の方
- ②聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- ③医師意見書により、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が認められる方
- ④対象児童の属する世帯に市町村民税所得割46万円以上の者がいない

こと

助成額

補聴器購入(修理)費基準額の範囲内で3分の2にあたる金額を助成します。

申請手続きや必要書類など、詳細につきましてはお問い合わせください。なお、事前申請の制度となりますので、必ず購入前にご相談ください。

問合せ先 障がい福祉課

☎ 485・5980

FAX 444・1074

軽度・中等度「難聴高齢者」の方へ補聴器の購入費を助成します

軽度・中等度の難聴高齢者に対し、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図るため、補聴器の購入にかかる費用の一部を助成しています。

対象者

(次の要件を全て満たす方)

- ①市内に住所を有する65歳以上の方
- ②聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- ③補聴器の装用により日常生活の改善等の効果が期待できると医師により判断された方
- ④市町村民税が非課税である世帯に属する方

⑤補聴器の購入に係る他の助成を受けたことがない方

助成額

補聴器の購入費の2分の1に相当する額(上限3万円)を1人につき1回に限り助成します。

申請手続きや必要書類など、詳細につきましてはお問い合わせください。なお、事前申請の制度となりますので、必ず購入前にご相談ください。

問合先 高齢福祉課

☎444・3141

FAX 443・2571

人 権



毎年12月4日～10日は人権週間

毎年12月4日からの人権週間には、人権意識の普及や高揚を目的とした行事が全国で行われます。

市では、市民の皆さんに人権に関する正しい認識と理解を深めていただくため、市役所1階市民活動スペースにて人権週間パネル展示を実施します。ぜひ足を運んでみてください。

期 間 12月4日(水)～10日(火)

場 所 市役所1階市民活動スペース

問合先 人権推進課

☎444・0398

FAX 444・1074

あなたの街の相談パートナー人権擁護委員

人権について関心を持ってもらえるような啓発活動や、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。

ひとりで悩まずに、人権擁護委員にご相談ください。

また、市では、日ごろ人権問題で悩みを抱えている方のために、人権相談所を毎月開設しています。相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

人権相談日につきましては、広報の「今月の相談案内」をご覧ください。

みんなの人権110番

☎0570・003・110

こどもの人権110番

☎0120・007・110

女性の人権ホットライン

☎0570・070・810

LINEじんけん相談

問合先 人権推進課

☎444・0398

FAX 444・1074



人権擁護委員再任のお知らせ

令和6年10月1日付で横井公雅委員、近藤純子委員、松浦ひで子委員、渡邊英晃委員が法務大臣より委嘱をされ、人権擁護委員活動を引き続き

お願いすることとなりました。任期は3年になります。人権に関するお悩みなどありましたら、お気軽にご相談ください。

問合先 人権推進課

☎444・0398

FAX 444・1074

ブルーリボンを知っていますか

ブルーリボンとは、拉致被害者を取り戻すためのシンボルマークです。ブルーリボンの青色は、被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、被害者と御家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。北朝鮮による拉致被害者の御家族は、愛する家族を取り戻すため、懸命な活動を続けています。毎年12月10日から16日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間には様々な行事が行われます。拉致問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

問合先 人権推進課

☎444・0398

FAX 444・1074

保 険 ・ 年 金

診察券

年金相談「相談無料・事前予約制」年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員による年金相談を開催します。

相談は予約制となりますので、保険医療課へ事前にご予約をお願いします。

なお、相談内容が相談者以外のものである場合は、親子や夫婦など親族に関する相談であっても、ご本人の委任状が必要になります。

日 時 12月24日(火)

午前10時～正午、午後1時～3時

場 所 市役所

予約受付枠 最大8枠

相談内容により相談時間変動します。対応できる件数に達しましたら予約を締め切ります。

予約受付期間 12月4日(水)～11日(水)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日を除く)

予約方法 電話または保険医療課窓口にて受付

※予約確定した方には、相談開始時間や持ち物等を、別途ご案内します。

問合先 保険医療課

☎444・3168
FAX 443・3555

年金生活者支援給付金の請求手続きについて

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるもので、受け取りには請求書の提出が必要です。

支給要件

① 65歳以上かつ市町村民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者のうち、前年の公的年金等の収入額(※)とその他所得額の合計が約88万円以下であること

② 障害基礎年金、遺族基礎年金受給者のうち、前年所得(※)が約462万円以下であること

※障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

令和6年4月1日時点で支給要件を満たしていた方

日本年金機構から請求手続きのご案内が送られています。令和7年1月4日までに請求手続が完了しますと、令和6年10月分からさかのぼって受け取ることができますので、未

提出の方はお早めにご提出ください。

令和6年4月2日以降に、世帯の構成・前年所得等が変わって、支給要件を満たすようになった方

日本年金機構から請求手続きのご案内は送られませんので、基礎年金番号のわかるものを用意のうえ、お問い合わせください。

問合先

給付金専用ダイヤル

☎0570・054092

ねんきんダイヤル

☎0570・051165

中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

リフィル処方箋について

リフィル処方箋は、定められた一定の期間内に繰り返し利用できる処方箋のことで、症状が安定している患者に対し、医師の判断により処方されます。

同じ処方箋で、医療機関の再診を受けることなく薬を受け取ることができますので、通院負担の軽減や医療費の削減が期待できます。

処方をご希望される場合は、かか

りつけ医にご相談ください。

留意事項

- ・ 投薬量に限度が定められている医薬品(新薬や向精神薬等)及び湿布薬は対象外です。
- ・ 利用回数は医師の判断により、上限は3回です。

問合先

保険医療課(保健事業グループ)

☎462・6683

FAX 443・3555

税



家屋の取り壊し・土地の利用状況の変更などをお知らせください

固定資産税は、毎年1月1日が賦課期日となっています。そのため令和6年12月末日までに、
・ 家屋の全部または一部を取り壊した場合
・ 新増築した場合
・ 未登記家屋を名義変更した場合
・ 土地の利用状況を変更した場合
は、税務課までご連絡ください。

問合先 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856

募集



保育園会計年度任用職員(保育士)募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時30分～午後7時

(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)

応募資格 保育士資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、

資格の写し、後日依頼の時に健康

診断書

提出先

保育課

書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先

保育課

☎485・5988

FAX 443・2571

保育園会計年度任用職員(看護師)募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前8時～午後4時30分
(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)

応募資格 看護師免許を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、

資格の写し、後日依頼の時に健康診断書

提出先 保育課

書類提出後、面接のうえ決定します。

問合せ先 保育課

☎485・5988
FAX 443・2571

パートタイム会計年度任用職員

(児童厚生員)募集

業務内容 児童館運営業務・児童クラブ運営補助業務

勤務地 七宝児童館

勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(うち7時間、休憩1時間有)

(児童クラブ補助業務)午前7時30分～午後7時(うち7時間、休憩1時間有)

週5日働くことが出来る方

応募資格 保育士、幼稚園・小中学校教諭などの資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格証の写し、後日依頼の時に健康診断書

断書

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合せ先 七宝児童館

☎FAX 442・2550

パートタイム会計年度任用職員(放課後児童支援員・補助員)募集

業務内容 児童クラブ運営業務

勤務地 放課後児童クラブ実施施設15か所

勤務時間 午後2時30分頃～7時
※土曜日、学校休業日等は午前7時30分～午後7時(うち6時間程度交代制)、週3～4日

応募資格 放課後児童支援員認定資格、保育士、幼稚園・小中学校教諭・社会福祉士の資格を有する方(補助員については特になし)

賃金 市の規定に基づき支給
※通勤手当は距離に応じて支給

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格証の写し

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合せ先

七宝地区 七宝児童館
☎FAX 442・2550

美和地区 美和児童館
☎FAX 443・5454

甚目寺地区 甚目寺北児童館

甚目寺地区 甚目寺北児童館

環境・衛生



資源ごみ収集と廃棄物減量等推進員

毎月一回実施している資源ごみの円滑な収集は、各地区推進員の方々のご協力があつてこそ成り立っています。推進員の方々に必要以上のご負担を掛けたくないよう、分別と出し方のルールを必ず守ってください。

問合せ先 環境衛生課

☎444・3132
FAX 445・3856

発火の危険性があるごみについて

ごみ収集車(パッカー車)やごみ処理工場の火災事故は「スプレー缶、ガス缶、ライター、乾電池(充電式電池含む)、リチウム蓄電池内蔵製品」の不燃ごみへの混入が主な原因です。火災事故の発生は、単に日常の作業に支障が出るだけではなく、市全体のごみ収集に、多大な影響も及ぼしかねません。

これらのごみは、不燃ごみでは絶対に出さず、資源ごみ収集時の安全

な分別と出し方に協力ください。

①資源ごみ収集ステーション(市内各地域ごと)毎月1回(七宝地区:第2水曜日、美和地区:第3水曜日、甚目寺地区:第4水曜日)の午前9時まで。

②あま市リサイクルステーション(昭和保育園横)毎日:午前9時～午後5時(土・日曜・祝日含む)。ただし、12月31日から翌年1月3日までは除く

開場中は、いつでも受入れ可能です。

問合せ先 環境衛生課

☎444・3132
FAX 445・3856

防犯

年末の安全なまちづくり県民運動

期間 12月11日(水)～20日(金)

運動の趣旨

この運動は、県民一人ひとりが防犯意識を高め、県民総ぐるみの安全なまちづくり活動を広く県民運動として推進し、犯罪を起こさない環境づくりに取り組むことにより、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

重点

○特殊詐欺の被害防止

○侵入盗の防止

○自動車盗の防止

問合先 危機管理課

☎444・0862

FAX 441・8330

あま市月別窃盗犯発生状況

手口	令和6年 9月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	5件	+2件
乗物盗 (自動車盗など)	15件	+4件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	9件	+3件
計	29件	+9件

問合先 危機管理課
☎444・0862 FAX441・8330

消防

■年末にかけて防火点検を！

毎年、寒さが厳しい時期になると、暖房器具等を使う機会が増え、火に対する注意が必要になります。

消防団では、12月28

日(土)から年末の夜間特別警戒を実施します。ご家庭でも火を使った後や、お出かけ前、お休み前にはもう一度



火の元を確かめ、防火に努めましょう。

問合先 危機管理課

☎444・0862

FAX 441・8330

■あま市消防団員募集！

この街を火災や災害から守るためにはみなさんの力が必要です。

消防団とは？

条例に基づいて市が設置している消防機関です。



消防団員は他に職業や学業を持ちながら、火災発生時の消火活動や地震、風水害などの自然災害における救助活動、避難誘導などを行うとともに、平常時には災害時に備え日々訓練を行っています。また、防火啓発、年末の夜間特別警戒など地域の安全安心のために活動しています。

■主な待遇

消防団員の身分は、非常勤の特別職の地方公務員です。災害時の出勤手当、教育・訓練時の出勤手当及び年額報酬等(年間四万三千円)が支給され、勤務中は災害補償制度が適用されます。また、一定期間以上勤務し、退団した場合は、退職金が支

給されます。

■対象条件

市内在住もしくは在勤で18歳以上のうち健康で身体を動かすことに支障がない方。

申込・問合先

危機管理課

☎444・0862

FAX 441・8330

■救急車の適正利用について

海部東部消防組合管内(あま市・大治町)では令和5年中に、管内人口の約20人に1人が救急搬送されました。

しかし、救急搬送された方の内、入院加療が必要ないと診断された「軽傷」の方は全体の約47%となっています。

また、「軽症」の中には「救急車の不適切利用」に該当するケースも多く見受けられました。

そのため、救急車の出勤が重なり、到着時間が遅れた結果、本日に救急車が必要な方のところへ迅速に駆けつけることができないという事態が起きています。

真に緊急を要する方のために救急車の適正利用をお願いします。

●こうしたケースで救急車がよばれ

ました。本当に必要でしょうか。

・救急車は無料だから(タクシーだと有料だから)

・通院、入院予定日だったから

・どこの病院へ行けばいいかわからなかったから

・救急車で行けば早く診てもらえると思ったから

※診察してもらえる病院がわからない場合は、愛知県救急医療情報センターへお問い合わせください。

愛知県救急医療情報センター

☎263・1133

※迷ったときは119番してください！

問合先 海部東部消防組合

☎442・0119

防災

■避難所の運営について

市内42区において自主防災会を組織し、活動をしていただいております。

発災時には、自主防災会を中心に避難所の運営を行っていただくことも想定されます。また、市においても備蓄はしておりますが、それに加えて自主防災会単位でも日頃よりチ

ーンソーや発電機などの資機材及

び非常食や水などの備蓄をしていた
だいております。避難所運営が長期
化する場合には、自主防災会が避難
所運営の中心となることで、市行政
はより早く災害からの復旧・復興に
取りかかることが出来ます。日頃よ
り地域の自主防災活動に興味を持ち、
公助のみならず、自助・共助を心がけ
いざというときに備えるようにして
ください。

〈参考〉市公式ウェブサイトの「あま
市避難所運営マニュアル活用の手
引き」をご覧ください。

問合せ 危機管理課

☎ 444・0862

FAX 441・8330

あま市防災情報メール登録のご案内

災害時における避難所の開設、避
難指示などの情報を携帯電話のメー
ルサービス「あま市防災情報メール」
により配信しています。

より確実に情報を伝えることがで
きますので、1人でも多くご登録い
ただきますようお願いします。

登録先メールアドレス及び登録方法

✉ bousai.ama-city@rai

den.taiwork.jp



- ①携帯電話等の新規メールに宛先を
入力し空メールを送信してくださ
い。件名・本文は必要ありません
ので、宛先のみ入力してください。
- ②返信されたメール内のアドレスに
アクセスし、登録してください。
- ※1 空メールが送信できない場合
は、本文に何か1文字入力してくだ
さい。
- ※2 受信設定をしている方は、ド
メイン指定を解除してください。
- ※3 登録ができない場合は、危機
管理課へお問い合わせください。

問合せ 危機管理課

☎ 444・0862

FAX 441・8330

家具転倒防止器具の取付支援

家具転倒防止器具の取付支援を行
っています。

対象(同一年度に1回まで)

- ①高齢者(65歳以上)の属する世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳、また
は精神障害者保健福祉手帳の交付
を受けている者の属する世帯
- ③中学生以下の子どもとその母親の
みの世帯

受付期間 令和7年2月28日(金)まで

に所定の申請書に必要事項を記入
し、危機管理課へお申込みくださ

い。(土・日曜・祝日・年末年始を除
く)

ただし、定数70件に達した場合は受
付を終了します。

事業の内容等

- ①家具転倒防止器具(金具)を用いて
柱、壁等に固定する。
- ②家具固定は、1世帯につき家具3
本までとする。
- ③対象は木造住宅内の木製家具、冷
蔵庫とする。ピアノ、仏壇等は不
可。

問合せ 危機管理課

☎ 444・0862

FAX 441・8330

土地の分筆費用の補助制度

安全で住みよいまちづくりを目指
すために、建築などにより敷地後退
した土地や現況道路または水路敷地
内に残っている土地を市に寄附する
場合、必要となる分筆のための測量
や登記の費用の一部(一筆上限15万
円)を補助しています。

申請前に事前協議などが必要とな
りますので、詳しくはお問い合わせ
ください。

問合せ 土木課

☎ 441・7113

FAX 441・8387





交通安全

令和6年中 交通事故死亡者数

地 域	死者数
愛知県	101人
津島警察署管内	6人
あま市	3人

令和6年9月末現在

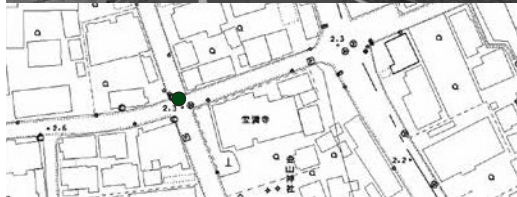
問合先 土木課

☎441・7113 FAX441・8387

事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.101

FAX 441・8387
☎ 441・7113

問合先 土木課
(危険と感じる場所や体験等の情報を募集しております)



名称 宝満寺横の交差点
場所 西今宿郷内一、二
四隅とも建物で見通し悪い交差点。なのに、直進車も右左折車も一旦停止せず。
住宅地の中の交差点。四隅は建物が張り付き、左右の見通しはきかない。東西方向の道路は、すれ違いがやっとなる程度の幅員しかない。それなのに、一旦停止せずに進入する自動車が多い。しかも、結構なスピードを出して右折したりする。カーブミラーがあるが、全方向を確認するのは困難。無謀な運転への対処方法は、自分が止まること。
(市公式ウェブサイトに掲載ヒヤリハット・あーマップから抜粋)

お知らせ

一 省略文字の見方 一

時 …日時	所 …場所
対 …対象	定 …定員
内 …内容	師 …講師
¥ …費用	持 …持ち物
催 …主催	共 …共催
管 …主管	援 …後援
他 …その他	申 …申込
問 …問合先	Web …ウェブサイト

お知らせ



令和7年1月の税務署の申告相談
は事前予約制です！

令和6年分の所得税・消費税及び贈与税の確定申告については、令和7年1月上旬から国税庁ウェブサイト「確定申告書作成コーナー」でサービスを開始予定です。「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力するだけで、所得税・消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成・e-Taxによる送信ができます。

税務署での令和7年1月の申告相談については、事前予約制で行います。事前予約は、12月2日(月)から開始する予定です。

※予約枠の数に限りがありますので、ご了承ください。
国税庁ウェブサイト



津島税務署 個人課税第一部門

☎ 0567・26・2161

※電話は自動音声により案内しますが、音声案内に従い「2」を選択してください。

令和6年度八穂環境学習教室開催のお知らせ

海部地区環境事務組合では、八穂クリーンセンターで月に1回八穂環境学習教室を開催しています。事前予約制で定員越えの場合は抽選になりますので、八穂環境学習教室ウェブサイトからお申込みください。

講座名 地産地消の洋菓子作り

対 小 小学生(対象外の方も参加できます)

時 令和7年2月15日(土)

定 午前9時30分～11時30分

内 40人

¥ 無料

内 パティシエの先生に教えてもらい、地元でとれたイチゴを使った洋菓子を作ろう。

申込方法及び申込期限等詳しい